

## わかやま移住定住支援センター運営事業業務委託プロポーザルに係る公募要領

本事業は、和歌山県議会令和6年12月定例会において、本事業にかかる令和6年度12月補正予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合があります。その場合、県は責を負いませんのでご注意ください。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

わかやま移住定住支援センター運営事業

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書(案)」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、業務の開始日は令和7年4月1日とします。

#### (4) 提案限度額

金72,100千円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、各年度の支払限度額は次のとおりとするので、提案はこの範囲内で行ってください。

| 年 度   | 提案限度額    |
|-------|----------|
| 令和7年度 | 36,050千円 |
| 令和8年度 | 36,050千円 |

### 2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている者でないこと。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

### 3 スケジュール

| 項目                                 | 日程                  |
|------------------------------------|---------------------|
| 説明会申込締切                            | 令和6年12月16日(月)       |
| 説明会(オンライン)                         | 令和6年12月17日(火)       |
| 公募要領等に関する質問締切                      | 令和6年12月19日(木)       |
| 質問への回答                             | 令和6年12月25日(水)       |
| 応募表明締切                             | 令和7年1月15日(水)        |
| 企画提案書類提出締切                         | 令和7年1月21日(火) 必着     |
| 第一次審査(書類審査)<br>(※6者以上参加があった場合のみ実施) | 令和7年1月22日(水)～24日(金) |
| 第二次審査<br>(プレゼンテーションの実施)            | 令和7年1月27日(月)        |
| 選定結果の通知                            | 審査後、速やかに実施          |

### 4 説明会

説明会への参加を希望する場合は、説明会参加申込書(様式1)を13の提出先にメールにより提出してください。

- (1) 日時 令和6年12月17日(火) 午後2時から
- (2) 方法 「Microsoft Teams」を利用予定
- (3) 内容 仕様書(案)の説明等
- (4) 申込期限

令和6年12月16日(月) 午後5時まで

説明会のURLについては、別途担当者にメールします。

### 5 質問・回答

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、質問票(様式2)を13の提出先にメールにより提出してください。口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 令和6年12月19日(木) 午後5時まで
- (2) 回答時期

質問に対する回答は、令和6年12月25日(水)に和歌山県地域振興課ホームページ内にて公開します。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書

提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

## 6 プロポーザルへの応募表明

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式3）を13の提出先にメールにより提出してください。

(1) 提出期限 令和7年1月15日(水)午後5時まで

(2) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式8）を13の提出先にメールにより提出してください。

## 7 企画提案書類等の提出

別紙1「提出書類一覧」をご確認の上、必要書類をご準備ください。なお、企画提案書及び見積書作成にあたっては、「8 企画提案に際しての注意事項」を必ずご確認ください。

(1) 提出書類

- ① 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式4）・・・1部
- ② 企画提案書（様式任意）・・・5部
- ③ 見積書（様式任意）・・・正1部、副（写し）4部
- ④ 団体の概要に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑤ 役員等に関する調書（様式6）・・・1部
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑦ 登記事項証明書・・・1部
- ⑧ 印鑑証明・・・1部
- ⑨ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
- ⑩ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
- ⑪ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式7）・・・1部  
ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

(2) 提出方法 13の提出先に持参又は郵送で提出してください。

(3) 提出期間

令和7年1月15日(水)～1月21日(火)午後5時まで必着  
(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前9時～午後5時)

(4) その他

郵送により提出した場合は、受領確認を13の提出先に電話にて行ってください。

## 8 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書の様式は、自由としますがA4判（A3判をA4判に折り込むことも可）、フルカラーで作成してください。
- (2) 提案内容は、仕様書（案）及び別紙2「審査項目及び審査事項」に基づき作成してください。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含んでください。
  - (ア) 本業務の基本的な考え方、業務全体の取組方針
  - (イ) 業務を実施するにあたっての体制案
  - (ウ) 再委託する場合は、再委託内容等
  - (エ) 本事業に類似した事業の実績
  - (オ) 仕様書（案）に示す4（2）～（8）の各業務に対する取組方針
  - (カ) 仕様書（案）4（2）②移住支援業務（現地案内）に係る1泊2日の行程案  
なお、次の家族から現地案内の相談があった前提で行程案を作成すること。

＜案内する家族は、以下のとおりとする。＞

家族3人（父、母、未就学児1人）、田舎暮らしと自然の中での子育て環境を求めて首都圏より移住を検討中。父母ともにリモートワーク可能な職業なものの、1ヵ月に1回は入社（首都圏）する必要がある。和歌山には数回旅行で訪れた程度で詳しくない。

- (キ) 仕様書（案）4（4）①移住者等インタビュー記事の作成に係る取材対象者の掘り起こし方法及び選定方法
  - (ク) 仕様書（案）4（6）研修業務について、市町村職員等を対象にした移住促進に資する研修におけるテーマや講師案
  - (ケ) 全体スケジュール案
- (4) 実施体制や各業務等に対する独自提案については、企画提案書及び第二次審査（プレゼンテーション）の中で明示してください。
  - (5) 見積書作成にあたっては以下に基づき作成ください。
    - (ア) 年度毎に分けて作成し、積算内訳を必ず記入すること。
    - (イ) 消費税及び地方消費税10%を含んだ金額を記載すること。
    - (ウ) 各年度提案限度額を超えないこと。
    - (エ) 宛名は「和歌山県知事 岸本 周平」とする。

## 9 参加に際しての注意事項

### (1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### (2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1 (4) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

### (3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

### (4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

### (5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

### (6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### (7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

### (8) その他

- ・参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ・書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

## 10 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、選定を行います。審

査方法は以下のとおりとします。

(1) 第一次審査（書類審査）

6者以上から提案があった場合、選定委員会にて企画提案書類による審査を行い、第二次審査（プレゼンテーション）に参加する上位5者を選考します  
なお、一次審査の有無及び選考結果はメールにより通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

① 日時 令和7年1月27日（月）（開始時間は追って連絡）

② 場所 和歌山市内（詳細は追って連絡）

③ 所要予定時間（1提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 20分程度

④ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、応募表明書の受付順とします。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・提出のあった企画提案書類のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・パソコン・プロジェクター等の機材は使用できません。

(3) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙2「審査項目及び審査事項」の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。

(4) 委託候補者の決定

- ① 提出書類及び提案者によるプレゼンテーションの内容により審査を行い、選定委員が評価・採点し、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者1者を委託候補者とします。
- ② 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。
- ③ 応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とします。
- ④ 審査員の1人以上が「1点（たいへん劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としません。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書類審査終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県地域振興課ホームページ内にて公表します。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>

- ① 委託候補者の名称及び評価点

- ② 次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

## 1 1 委託契約について

### （1）契約の締結について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

### （2）契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付してください。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによります。

## 1 2 業務の適正な実施に関する事項

### （1）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### （2）個人情報保護、守秘義務

委託業務を行うに当たっては、別紙3「個人情報取扱特記事項」に基づき個人情報を取り扱う必要があることにご留意ください。また、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

### （3）財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

## 1 3 各関係書類の提出先（問合せ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（担当：芝）

TEL：073-441-2930

E-mail：e1001001@pref.wakayama.lg.jp